19　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から18までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から18までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から18までにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から18までにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

［削る。］

19　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

［加える。］

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

［加える。］

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から18までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から18までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から18までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から18までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から18までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から18までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から18までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から18までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から18までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数